



決 定 書 (要旨)

異議申出人 関 征 司

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年5月8日付けで提起された同年4月23日執行の川越市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人柳沢貴雄（以下「当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求めて本件異議申出をしたものである。

2 異議申出の理由

本件選挙における被選挙権に係る住所要件は、川越市の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き川越市の区域内に住所を有していなければならないが、当選人に係る住所要件の生活実態に疑義がある。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出の形式要件を審査した結果、これを満たしていると判断できることから適法な異議申出と認め、これを受理した。

本件異議申出の審理に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第216条第1項において準用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第32条、第33条に基づき書類の提出を求めるとともに、法第212条第1項に基づき出頭及び証言を求め、慎重に審理した。

1 当委員会の判断

当委員会は、本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が本件選挙の期日（令和5年4月23日）までの間、引き続き3か月以上川越市の区域内に住所を有していたか否か（以下この要件を「住所要件」という。）について判断する。

そもそも法第9条第2項における「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「住所」と同義であり、「各人の生活の本拠」、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的生活の中心を指し、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決められるとされる（最高裁昭和

29年（オ）第412号同年10月20日大法院判決・民集8巻10号1907頁、最高裁平成9年（行ツ）第78号同年8月25日第二小法院判決・裁判集民事184号1頁参照）。また、選挙人一人に一票（平等選挙）の原則を踏まえると、選挙権の要件である「住所」は、各人につき1か所に限定されると考えるべきである（最高裁昭和23年（オ）第98号同年12月18日第二小法院判決・民集2巻14号472頁参照）。

そして、一定の場所が生活の本拠であるか否かを認定するに当たっては、その者が、主として、現住所地において起臥飲食をしていたか、住民票をどこに置いているか等の客観的事実と本人の意思等を総合的に判断する必要がある。

まず、当選人は令和4年12月1日に現住所地に転入する届出を行った。また、居宅も同日から開始となる賃貸借契約を締結していた。水道、電気、ガスの使用状況は、それぞれ遅くとも令和5年1月から生活の本拠が現住所地にあると認められるものであった。

次に、当選人の生活の本拠を現住所地に移すこと意識として、家電製品は、令和4年12月1日前後に現住所地に配達され、当選人が生活の本拠を現住所地に移動する意思を持って行動したものと認められる。また、運転免許証の住所変更手続、クレジットカードの送付先及びオンラインショッピングの届け先の変更は行われており、当選人が生活の本拠を現住所地に移動しようとする意思の表れと認められる。なお、当選人は、経営する店舗の地理的条件から相当に早い時間に出勤し帰宅も比較的遅い時間であったと証言した。

これらの事実に対し、申出人の主張はこれを覆すに足るものとはいえない。

総合すると、当選人は、住所要件に係る期間において、仕事や選挙運動で現住所地を不在にしていることが多かったことが認められるものの、遅くとも令和5年1月からは現住所地において起臥飲食して日常生活を営んでいたと評価できるから、現住所地は、当選人の生活の本拠たる実態を有していたといえる。

したがって、当選人は、令和5年4月23日の時点で、引き続き3か月以上、川越市の区域内に住所を有していたと認められる。

2 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由がないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年6月21日

川越市選挙管理委員会委員長 堀越



この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。